

# 地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成26年11月  
総務省

## 1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）（以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、地方税に係る申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を追加等する。

## 2 主な改正内容

### （1）本則

- ・ 地方税に係る申請書等について、納税義務者等の個人番号又は法人番号を利用した名寄せや管理により賦課徴収又は調査に関する事務を効率的に行うため、記載事項に個人番号又は法人番号を追加する  
（地方税法施行令第2条、第9条の2、第9条の9の4、第9条の9の5、第25条、第32条の2、第32条の3、第48条の15の3、第48条の15の4、附則第10条）

### （2）附則

- ・ 施行期日
- ・ 経過措置  
（地方税法施行令第2条、第9条の2、第9条の9の4、第9条の9の5、第25条、第32条の2、第32条の3、第48条の15の3、第48条の15の4、附則第10条関係）

## 3 施行期日

番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月予定）

## 4 閣議日

平成26年11月11日